

第 24 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 5 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 13 分
- 2 場 所 湯河原町町役場 第 2 庁舎 3 階 第 1 ～第 3 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 9 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 2 名（欠席：第 1 区域）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、第 24 回農業委員会の総会を開会したいと思います。お暑い中ありがとうございます。それでは議長お願いします。
議長	こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日はですね、今日の議案は今まであんまりないパターンとい いますか、事案でございます。というのは、ここに（2）の方にある新規農業者の資格認定ということで、後で説明あるかと思うんですけれども神奈川農業サポーターっていうのになってる方ですね農地を借りたいということで（1）の関係になるものでございます。では神奈川農業サポーターっていうのは何なのかということなんですけど担い手が足りないということで、片や耕作放棄地が増えているということで市民農園以上にもっと耕作をしたいというような希望をもって、それから技術を持っている方をですね県が農業サポーターっていう認定をしているということでこの方は過去に耕作を。根幹は耕作放棄地を市民農園を元は耕作放棄地ですけど、それを耕していただいて耕作放棄地を解消してもらおうという制度でホームファーマーというやってられまして、今度はもう少し大規模にやりたいということでこの農業サポーターで認定された非農家の方がこういう形で市民農園から発展してですね耕しながら農業に本格的にやるようになったということでございます。今度借りたい土地は農地バンク・農地中間管理機構が間に入って、耕作できないという方から農地バンクが借りて、こういった新たにやりたいとか、あるいは貸すような事業をやっているということでこの方になられた方に貸そうというような流れになっております。できればですね今は現場の土地というのは後で報告がありますが、大分草が生い茂っていて直ぐには耕作が出来ない様な土地ですが、県の方がそこの所をある

	程度整備して農業がやれる様に整備してこの方にやってもらうというような事ですねやってくれるような事になっておりますので、そういった制度もあるんですよということも皆さんにもご理解いただいて色々な方にできればこれから農業をやりたいという方にこのような制度があるので活用していただければと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。それでは今日はよろしくお願いします。 まず議事録署名委員の指名ですが4番委員と5番委員の二人にお願いしたいと思います。
事務局	議長。議事に入る前に申し訳ございません。先だって通知の方をお配りさせていただいたんですけれども今回こちらの次第の通りですね議案の方が二つに変わっておりますので、事務局から先に訂正させていただきます。 議事の方よろしくお願いします。
議長	それでは議案の方に入りたいと思います。今話しましたが関連してるので一括して説明をしていただいて採決は別々ですが、まとめて説明をお願いをしたいと思います。
事務局	それでは議案、(1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について日程番号第1議案第59号及び(2) 新規農業者資格認定について日程番号第2議案第60号を一括で説明させていただきます。 まずお手許の日程番号1、議案番号第59号こちらは権利設定は賃借権でございます。 まず先にですね、農用地の利用権を設定するため事前にですね、公益社団法人神奈川県農業会議へ農地の貸手及び借り手情報を登録しております。 また神奈川県農業会議は貸し手から農地を借り受け、借り手へ農地を貸し付ける契約を農地中間管理事業として行っております。貸し手借り手の直接契約ではなく、農地を貸し手へ期間満了後、農地を返却する手続きを、神奈川県農業会議が行っております。 簡単に申しますと不動産のですね土地の状況と同じにはなるんですけれども、直接借り手貸し手が行うのではなく、真ん中にですね、農業会議が入り、貸し手からその農地を借り受ける。その農地をいつまで借りると、その条件を今度借り手の方にですねこの条件でしたら借りたいということで、その手続きをしているところでございます。 そのため借り手である利用権の設定を受ける者および貸し手である利用権の設定するものの、当事者に公益社団法人神奈川県農業会議の表示がこちらに記載しており、両方の契約の当事者になっております。中へ進みます。 貸し手湯河原町■■■■の■■■■さんから神奈川県農業会議が農地を借り受ける契約とその農地を神奈川県農業会議が湯河原町■■■■さんへ貸し付ける契約を同時に行うものでございます。 利用権を設定する土地は吉浜■■■■、現況地目畑、面積714平方メートルと同■■■■、現況地目畑、面積958平方メートル、合計1,672平方メートルです。

	利用権の種類は賃借権で各々新規でございます。 期間としましては令和6年6月1日から9年5月31日の3年間です。借賃は筆ごとに年間6,300円と8,400円となっております。 別紙1ページをおめくりください。 農地中間管理事業、農用地利用集積計画申出書が提出されました。 この申請書7ページまでちょっと送りますと真ん中なんですけれども世帯の方は男1女3と書いてありますけれども農業従事者としては、農業専従者1人申請人のみとなっております。 この申請地を借りて1人で露地野菜として耕作するものです。10ページをおめくりください。場所はこの地図上の中央の位置になります。赤い枠斜線が書いてあるところでございます。 総合運動公園南側になります。12ページをめくりください。 こちら以降ですね、現地の状況となっております。 15ページの小屋16ページのタンクこちらは農地の付随物として借りることができます。 続きまして、日程第2議案第60号新規農業者資格認定について説明いたします。 申請者は先ほどの借り手になります。 湯河原町[][]さんです。 耕作地等につきましてはこちらの吉浜[]、先ほどと同じです。割愛させていただきます。 申請の目的ですが、湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱の規定による新規農業者資格の認定で、申請者は神奈川農業サポーターであるため、同要綱第3条第1項第6号に規定される認定基準を満たしております。 別紙1ページをおめくりください。 新規農業者資格認定申請書を提出しております。 1枚おめくり2ページをお開きください。 営農計画書となっております。真ん中下、3目標とする営農類型は露地野菜です。 4湯河原中央支店や真鶴駅前支店の直売所に行って販売を行う農業経営を構想されております。 3ページ行きまして7現在の神奈川農業サポーターにつきましては、令和7年3月末日までとなっております。 4ページ以降につきましては、認定証、念書があります。 農用地利用集積計画書作成申出書及び場所の地図等につきましては先ほどの議案の資料があるため割愛させていただきます。 めくりまして9ページ作付け計画表を添付し、たくさんの露地野菜を考えておられます。 ご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長	それでは現地調査をされた1番委員ご報告をお願いします。

それでは現地調査をされた1番委員ご報告をお願いします。

1 番	5 月の 20 日の日にですね、会長と第 3 区域推進委員と 14 時頃から現地を見てまいりました。 現地の方は湯河原カントリークラブの方に行って山本建築さんがあってその下に■■■さんがあるのですがけれどその間に細い道がありまして、そこを 50 から 100m ほど下った左を細い路地を入れて行って突き当たったところにあります。写真が 13 ページ見てもらおうと、場所的には小屋があつて草が生えてしまった場所なんですけど、上はどこの方かわかんないけどみかんの木を伐採して草が生えてこないように結構除草剤を掛けてあつて綺麗にされておりましたが、その下をですね今度借りたいと■■■さんっていう方が借りたいと。あとは■■■様の息子さんそのとき行ったときにちょうどいらっしやいまして、いろいろ説明してくれて場所的にはですね草が生えていきますけども小田原何とかと言った、それが全部整理して野菜ができるようにしますと、そして■■■さんが借りるとそういう感じになっておりまして野菜するには日当たり良好南向きでね、場所的にはいいんじゃないかなと、このまま放置したらもう多分また山林になりというような感じがしましてこういうふうに見られてやってくれる人がいれば、これからはいいんじゃないかなと思って 14 ページを見てもらえばこんな感じがもっと広くなるということで野菜を踏まえてやったりしてですね、環境的にも良くなるんじゃないかなということで問題はないと判断しました。 以上です。
議長	ご苦労様でした。 ちょっと資料日程第 1 利用集積計画の資料の行うやつ鍛冶屋と吉浜が間違っているので利用権設定する者として湯河原町■■■でなくてこれ■■■で訂正をお願いしたいと思います。 はい。 それで今現地の報告等ございました。
事務局	会長のおっしゃる通りです。鍛冶屋改め吉浜 861 番地でございます。失礼しました。
議長	そういうことで訂正をお願いしたいと思います。 現地の報告も終わりました。 ここの農用地を利用する話です。今写真が 13 ページから付いています。 私も最初にちょっと冒頭のお話通り現在この緑色になってところの農地をここを草を片付けて斜面ですのでできるだけ野菜がやりやすいように機械が入りやすいようにということで、ある程度平らにして段々畑のような形にして県がそのようにして■■■さんがお借りするというような形になっています。この小屋とか一緒にこの■■■さんから貸していただけるということですので何かと便利ではないかというふうに思いました。ということで第 59 号と 60 号の説明が報告もありました。皆様の方から何かご質問とかございましたら、よろしいですか。
6 番	ちょっと資料があれなんですけども議案 60 号の資料ってやつの 8 ページ目に写真が載っていると思うんですけど車の運転免許証の住所

	とこちら湯河原町の住所が違うんですけれどもこれってずっとこっち住んでいるじゃなくて時々帰ってこられるっていう可能性がある。どうなんですか。
事務局	今委員がおっしゃるご質問なんですけれども、現在は吉浜に住んでおります。
6 番	住んでるってこと。
事務局	はい。私も確認をしております。
6 番	1年半ぐらい前にこの免許証を更新したときには■■■■の住所になってるからこっちの方でやるっていう気持ちはなかったんだろうね。なんかその辺なんかは大丈夫なのかな。
事務局	現在、住所を表わすものとしてしまして添付資料として8ページ掲載させていただいておるんですけれども本人と家族は■■■■に住所地を置いております。 こちらの吉浜の方は別荘、セカンドという形で家をお持ちになってます。 畑をするにあたって今現在は農業サポーターとして通いで行かれていんですけれども居住としましては既に湯河原町にお1人でお住まいになっており、現在もしております。住所変更等については、今はご本人のご都合がありまして変更をちょっと考えてはいないという形で体の方は既にもう湯河原の方であり、ここの申請認定等を受けましたら、先ほどの畑で耕作をすることは間違いなく、するということは伺っております。
6 番	心配しているのは歳も僕と同じ歳なんだよね。もう63にもなってくるとさ、結構こういう路地野菜をやるのも大変だと思うの。1人でもどこまでできるのかなってちょっと心配するんだけどさ。うん。それができるって言うんだから間違いないんだろうけれども。
事務局	6番委員からご指摘がありましたお年の件と先ほどの露地野菜の作付の計画がありますけれども、ここですね。農業サポーターの制度を利用しながら、ここの場所の承認が得られた後、農業委員、当町の農業委員会の代表としまして、■■■■会長にですね、県西担当者から誰か■■■■さんのお師匠さんになる方がいらっしゃらないかと、ちょっと打診がございまして、ぜひとも近く吉浜地区こういう葉ものの教えていただく方がいないかというお話があったもので事務局の方でちょっと会長の方にお話をさせていただいた経過がございます。先ほど6番委員がおっしゃる通り1人で年もある中で、どうしたら耕作ができるかとか、いろんな形で質問とか悩みがあるところですね、当農業委員会としましては会長の方にお願ひし、■■■■様をですね、1人の耕作者として育ててあげていただければと考えております。 以上です。
議長	そうしますと、まず住民票はこっちになくって。何処だっけ。

事務局	■■■■、■■■■です。
議長	にあるけれども実態として、吉浜の方は別荘みたいな形で家があってそこにずっと住んでるということは聞いてはいるんですが、手続き上は住所はそういった吉浜の住民票はないけれどもそういった家があるところに行ったりするとそれは問題ないですね。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	あとは年齢は6番委員も元気ですが、今後も今はファーマーということで長い目で2aぐらい県の制度はそうなんですけども1人2aぐらいということでそれでもその市民農園に比べたらすごく広いんで、最初に一般の非農家の方が農業をやって苦勞されているとは思いますが、この方も2年以上中井まで通いながら野菜作っているそうで、もうすぐ終わるんだと思うんですけども、これ切り替えでもそういうことで向こうで一生懸命やってるわけですが、やっぱりもっとやりたいということでやっぱりその時は遠すぎて大変だと近くでこちらの方で探しているということでちょうどよく見つかったということでこの制度を使って農業をやりたいということで私もその方とお話をしたりしてよく意欲のある方で元気そうでした。
9番	会長おっしゃるように手続き上は問題ないのかなと思いますが、けど、こういう制度を使ってと要は家庭菜園の延長でこういう制度を使う今後手続きは問題ないと思いますけど。そうすると農業委員会云々で問題ではないような気がするんだけどな。農業委員会云々というか農業をしないとかしいとかではなくて湯河原で生活するに当たって畑を作る、農業として営むものなのか、それとも終の棲家から生活の一環として農業をやって。問題はないと思います。問題はないと思いますが、ちょっと他のルール等、どういうふうな整合性が出てくるのか疑問がありますよね。農業をするために何年か実施をして資格を取って農地を取得するという制度もありで今回。
議長	だからその方は農業サポーターになっちゃっているけれど町の要綱でそのいくつかパターンと言いますかありまして農業サポーターになっている人もこういう形で認められれば、農地を借りたり買ったりして、農家になるわけです。その他の方法として例えば認定農業者の、例えば農業経営した方に農業指導を受けて経験を積まれて農業農家になるということもできます。これも過去にあります。
9番	懸念として申し訳ございません。何か趣味の延長を感じて仕方ありません。と発言させていただきます。 これは手続き上は何も問題ないんですけど農業に対しても取り組みがまだ趣味の延長と感じざるを得ないかなと不信を。不信といいますか、何かどうしてもそういう感じざるを得ません。
議長	これまでもホームファーマーということで献身なさって、実際にやっておられて今度は面積も増やしてやりたいということで、過去には30アール以上の農地法で農地の下限面積からそれがなくなってしまうたので農業をやるハードルが下がったと言いますかね。下限が無くなったので入りやすくなった。あとはその方がちゃんと農地と

	してやってくれるかということですが真面目な方でも問題ないということでした。 販売も、できたものは直売所で現在も TOTOCO という早川にあるところに出してるんだそうですけど、中井で作ったものを向こうは、割とそう言った販売を知らないというか。よろしいでしょうか。
9 番	はい。
議長	それでは他によろしいでしょうか。それでは採決を取りたいと思いますが、まず、非農家の資格取得が先に、その方に農地の利用条件設定をするということで、ちょっと議案の順番と違いますけれども、先に議案第 60 号の方の新規農業者資格認定についての採決を取らせていただいて、それで認められましたら、59 号の方の採決を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは日程第 2 議案第 60 号について賛成される方は挙手をお願いします。
	全員賛成
議長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、この資格を認定されました。続きまして日程第 1 議案第 59 号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について賛成をされる方は挙手をお願いします。
	全員賛成
議長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、これは認定されました。議案は以上でございます。 続いて、5 のその他に入りたいと思います。(1)令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。
事務局	お手許の令和 6 年度最適化活動の目標の設定と別紙様式というのがございます。 毎年度最適化活動の目標の設定をしているところでございますが、6 年度の設定という形で農業委員会に諮らせていただいています。前年までのところと割愛できるところにつきましては省略させていただきます。 それと農業センサスにつきまして今年度また新たに行いますので、それまでの数値等につきましても省略させていただきます。 一番最初のページの大きい 2 番の農家・農地等の概要つきまして、右側のところなんですけれども、認定農業者等につきましてでございます。 こちらは現在 18 名、認定新規就農者 1 名、農業参入法人が 3 という形で更新させていただいております。めぐりまして、ギリシャ数字の 2、1 の(1)の②目標なんですけれども、令和 7 年度につきましては、今年度の新規集積面積 0.1 ヘクタール今年度末の集積面積 1.24 ヘクタール、集積率 0.66%、農地面積 202 ヘクタール目標 0.61 と掲げさせていただきました。こちらにつきましては、前年度までに置かれた農地の関係を集計したものでございます。

	続きまして、(2) 遊休農地の解消についてでございますが、現状につきましては二つございます。 うち緑区分遊休農地8ヘクタール、うち黄区分につきましては面積が17.1ヘクタールございます。現在、深刻な状況であります。農業者の高齢化と担い手不足になりまして、遊休農地が多数増えているところがございます。その中でもですね。元々、樹園地のところが非農地化、山林化等もしているところもあり、なかなかそのですね。耕作の改善に至るまでおりません。それと、先ほどから出てます農地中間管理事業につきましてご利用できるところがあればですね。貸し手の立場、借り手の立場がございますので、登録していただき、1人でも多くの耕作できる借り手を増やしたいと考えております。また、相続等を発生する中でですね、今まで農家に準じてない方が相続人という方が多数ありますので、また非農地化が増えているところが現状でございます。 めくりまして、次の隣の右側ですね、大きい2番の最適化活動の活動目標の(2)になんですけれども活動強化月間としましては5月から3月まで大きいことがございます。 10月のところにつきましては、いつも皆様從事されております菜の花のところの草刈り等の対応をし、今年度着手するところの目標地図等につきまして、おおよびそれをですね、地域計画としまして、報告するまでが今年度の役目となっておりますので、またここで皆様のお力添えをいただきたく目標とさせていただきます。 一番最後(3)につきましては、また新規参入相談会という形を例年農林水産まつり等の会場で募集はしておるところですけれども、機会がありましたら、また、委員さんの情報等をいただきまして、ぜひとも新規参入に先ほどの議案のような形でですね、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 簡単ですけれども以上でございます。
議長	よろしいですか。この件につきまして、何かご意見等ございますか。
3番	最適化活動の成果目標の(1)の農地の集積で①現状及び課題で、傾斜地はいいんだけど、主な作物であるミカンの価格低迷による後継者不足とあるけれど、8番委員、今、みかん農家は一時より値段がいいと思うが。
8番	全然いいです。
3番	価格低迷という意味があっっていねえんじゃないか。 200円でもよく売れているよね。
8番	そうですね。
3番	一時に比べりゃ倍だな。

8 番	倍です。
3 番	躍起になって作ってあればそれなりの価格をもらえてもいいのではないか。
議長	公表されていて。足りないようなね。何となく、少し足りないような。
3 番	供給量が足りないと 100 トンぐらいかな。
議長	値段も上がってきているような。価格が低迷しているよりか上向いていることは確かだ。 確かにその値段現在の価格が十分かという、そうとは言い切れない。
3 番	でも、十分と言うのはいくらなの。
議長	ねえ、だけど。
3 番	門川なんかで話していて、安いって言う人がいて、じゃいくらならいいのって答えられない。今、最低でも 200 円ぐらい取れていて、小売りやっている人は 300 円ぐらい取っているから。
議長	そうですね。
事務局長	みかんは低迷と言うのはおかしいと思いますので、2 段目の主な作物であるミカンの価格低迷による農家離れもありという形にするのはいかがなものかと思います。
議長	農家離れによる後継者不足が深刻であるで、その方がいいですか。そのように修正していただけますか。
事務局長	そのような形で訂正させていただきます。
議長	他にありますか。 この 2 ページ 2 枚目の紙の 3 ページ目の 2 の (2) のこの表、活動強化月間の設定目標、3 月の地域計画を広告の公告が広いになっているので修正してください。
事務局	2ヶ所間違いがありました。末尾の方もですね、同じ行のですね、策定・広告等です。失礼しました。
議長	その文字も漢字が違うので直してください。他にご意見等ありましたらお願いします。 これは、私から質問です。2 のところに、農地・農家等の概要、基幹的農業従事者数と書いてあるが何年何年の数字ですか。センサスは。
事務局	2020 年農林業センサスでございます。

議長	その下の耕地面積の表のところですが、田 0、畑 202ha、樹園地がたぶん近い数字がその内訳に入ると思われますが、これは分からないですか。普通畑はそんなに。ほとんどが樹園地なんで。もし後で分かりましたら、教えてください。 他に皆さんの方から何かご質問ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。 それじゃこの活動を載せて。これ大丈夫ですか。多数修正がございましたが、これはこれで修正する形で、よろしくお願いいたします。 その他、何か事務局からありますか。
事務局	前月の総会にて、農業者年金加入推進の関係で職務代理が加入推進部長ということで報告させていただきました。 その後、職務代理から加入者 1 名を決めましたという喜ばしいお声をいただき、農協湯河原中央支店の担当及び本店の担当者と事務局と確認しまして、去年の川堀にお住まいの■■■■さん、こちらが 39 歳以下女性という形の湯河原町で希望していた人が合致できましたのでこの場にて報告させていただき、職務代理、色々ありがとうございました。
議長	ご苦労様でした。取り合えず、ノルマ達成しました。ご苦労様でした。
1 番	ノルマ達成したけれども、まだこれからこれで推進していくんだらうからね。だから皆さんもね、やっぱし誰かいたらですね。協力の方を一つよろしくお願いします。お声かけをお願いします。
議長	説明が終わりましたが、農協の方もね、支店や本店と一緒に説明されたんですね。そういうことで、理解していただいて、加入まで漕ぎつけたんですね。ご苦労様でした。 さっき説明がありました 6 年度最低活動の目標設定のところに基幹的農業従事者数のうち、40 代以下、40 代以下は 8 人ということで若い人 8 人まだいらっしゃるんで、ちょっと誰かを皆さん自分の中で、あの人はそうかもしれないと、いられたら引き続きですね。加入促進を役場と農協と一緒にですね、していただければ 8 人数字で出てくる参考にしたいです。よろしくお願いします。 他に。
事務局長	すいません。ちょっと確認なんですけど。私、ちょっと先ほどですね、ごめんなさい。議案の方の確認をしたいんですが第 59 号のですね、採決において 9 番委員、手は挙げていただいておりますか。
9 番	はい。
事務局長	第 59 号のある方は手挙げていただけましたか。ちょっと僕はそこは見えなかったんですけど。
9 番	ごめん。手を挙げなかった。

議長	手を挙げなかった。
事務局長	手を挙げなかったですね。
9 番	いきなり発言しちゃいました。大変失礼しました。
議長	失礼しました。
事務局長	そうすると、全員ではないので、訂正のほうを。
9 番	いやいや、賛否、賛否、賛否は挙げました。
事務局長	挙げておりますか。
9 番	挙げております。大丈夫です。
事務局長	それだけ確認したかったです。
9 番	失礼しました。
議長	聞きにくかったと思いますが、全員賛成ということで。
事務局長	ありがとうございました。
事務局	角度的に見えづらかったと思います。
9 番	面白い方法だなと思って。
議長	他に何かありますか。事務局よろしいですか。 次回の総会、6 月 25 日が一応、毎月 25 日と決まっていて、予定されていると思われませんがちょっと私の都合がありまして、できれば 26 日に変更させていただきたいですがよろしいですか。 26 日の一時半ということで。
事務局	承りました。
議長	6 月は 26 日、水曜日ということで よろしくお願いします。
事務局	26 日ということで。通知は追って場所を含めましてさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長	ではこれもちまして、これもちまして第24回農業委員会総会を終了したいと思います。ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	4番 御嶽 勝義
	5番 荻谷 和彦